

令和8年度

四日市市会計年度任用職員(フルタイム)(精神保健福祉士)採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人員

- 募集職種・・・精神保健福祉士〔会計年度任用職員(フルタイム)〕
- 主な業務内容
 - ・こころの健康づくり支援事業における電話相談業務、訪問相談業務など
 - ※基本的なパソコン操作が必要です。
- 採用予定人数・・・1名

2 採用予定日 令和8年10月1日

3 受験資格 次の(1)～(5)の要件をすべて満たす人

- (1) 昭和40年10月2日以降に生まれた人
- (2) 精神保健福祉士資格を有する人
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- (4) 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人
- (5) 普通自動車運転免許を有する人(市内対象者への訪問業務のため)

〔参考〕

☆ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日時と会場

試験日	令和8年8月9日(日) 午前8時45分から12時頃まで(予定)
会場	四日市市総合会館〔市役所西隣〕7階 相談室

5 試験内容

試験科目	内容
事務能力 基礎試験 (択一式)	国語(日本語)能力、数的処理能力についての試験 [50分]
適性試験	主として職務遂行上、必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査 [50分]
面接試験	人物及び職務に対する適応性等の総合評価 [15分]

※ 試験日には、筆記用具(鉛筆 B 又は HB 数本、消しゴム、ボールペンなど)を持参してください。

6 合格発表

令和8年8月下旬頃の予定・・・郵送にて本人に通知します。

※採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

7 受験手続

(1) 提出書類

- 受験申込書 …1部(市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽の写真〔30×40 mmを貼ること〕
 - ※学歴・職歴欄については、現在に至る経歴を漏れなく正確に記載すること。
- 受験票 … 1部 (市規定用紙。受験申込書と同一の写真を貼ること。)
- 運転免許証の写し … 1部
- 返信用封筒(長形3号) … 2通(受験票送付用、試験結果送付用)
 - ※2通ともに、自分の郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手(110円)を貼ること。
- 在留資格を証する書類(住民票の写しなど) …1部
 - ※外国籍の人のみ(個人番号情報不要)
- 精神保健福祉士登録証の写し … 1部

(2) 提出先

四日市市役所 健康福祉部 保健予防課 保健予防係(四日市市総合会館4階)
〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号

(3) 受付期間

令和8年6月18日(木)～令和8年7月29日(水)【必着】

- ※ 郵送の場合は「受験申込書在中」と封筒に朱書のこと。
- ※ 郵送の場合でも、締切日までに到着した分のみ有効とする。
- ※ 直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで〔土・日・祝日を除く〕

8 受験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

- (1) 期 間 合格発表日から1か月間(土・日・祝日を除く)
- (2) 場 所 四日市市役所 健康福祉部 保健予防課 保健予防係(四日市市総合会館4階)
- (3) 方 法 受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類(マイナンバーカード、運転免許証等)を持参のうえ直接申し出ること。

9 受験についての問合せ先

四日市市役所 健康福祉部 保健予防課 保健予防係 電話(059)352-0595

【参考】

◇ 勤務条件(令和8年4月)

- (1) 初任給 239,146円(金額は地域手当(9%)を含む)
 - ※ 前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限りです)
 - ※ 諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.65月分)、退職手当などが支給されます。
 - ※ 民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
 - ※ 「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。
- (2) 勤務場所
保健予防課(四日市市諏訪町2番2号)
- (3) 勤務時間等
1週あたり 38.75時間。原則として祝祭日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分。但し、業務の都合により、休日に勤務を命ずる場合があります。
- (4) 休暇
年次有給休暇が年間10日、それ以降の年度は20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。
その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。
- (5) 任用期間及び再度の任用
採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和9年3月31日)
(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで。)
(その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和13年3月31日まで。なお、採用年度の年度末年齢が61歳の人は、63歳を超えての選考による再度の任用はありません。)